

気象等の予報及び警報の種類と発表基準

令和8年5月28日現在

発 表 官 署		静岡地方気象台	
府 県 予 報 区		静 岡 県	
一 次 細 分 区 域		中 部	
市町等をまとめた地域		中 部 北	中 部 南
市町等		静岡市北部	静岡市南部
特 別 警 報	レベル 5 大雨	大雨による重大な浸水害等 ^{※1} が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合	
	レベル 5 土砂災害	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合	
	レベル 5 氾濫	洪水予報河川 ^{※2} の氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合	
	レベル 5 高潮 (水位 (高潮予報区間に限る) 又は潮位	—	2. 1mに到達することが予想される場合
	暴 風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大 雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波 浪	—	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
危 険 警 報	レベル 4 大雨	大雨による重大な浸水害等 ^{※1} が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合	
	レベル 4 土砂災害	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、避難が必要な状況の場合 (概ね 2 時間以内にレベル 4 土砂災害危険警報の基準値に到達する場合)	
	レベル 4 氾濫	洪水予報河川 ^{※2} において、氾濫危険水位に到達した場合、氾濫危険水位を超える状況が継続している場合、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合	
	レベル 4 高潮 (水位 (高潮予報区間に限る) 又は潮位	—	概ね 6 時間後に 1. 3mに到達することが予想される場合
警 報	レベル 3 大雨	大雨による重大な浸水害等 ^{※1} が起こるおそれのあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合	
	レベル 3 土砂災害	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合 (概ね 3 ～ 6 時間以内にレベル 4 土砂災害警報の基準値に到達する場合)	
	レベル 3 氾濫	洪水予報河川 ^{※2} において、氾濫危険水位に到達すると見込まれる場合、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれる場合、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回った場合 (避難判断水位を下回った場合を除く)、又は避難判断水位を超える状況が継続している場合 (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)	
	レベル 3 高潮 (水位 (高潮予報区間に限る) 又は潮位	—	概ね12時間後に 1. 3mに到達することが予想される場合
	暴 風 (平均風速)	20m/s	陸上20m/s 海上25m/s
	暴風雪 (平均風速)	20m/s雪を伴う	陸上20m/s雪を伴う 海上25m/s雪を伴う
	大 雪 (12時間の降雪の深さ)	20cm	平地 降雪の深さ10cm 山地 降雪の深さ20cm
	波 浪 (有義波高)	—	6. 0m
	レベル 2 大雨	大雨による浸水害等 ^{※1} が起こるおそれのある場合	
	レベル 2 土砂災害	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合	
注 意 報	レベル 2 氾濫	洪水予報河川 ^{※2} において、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれる場合、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続している場合、又は避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれない場合	
	レベル 2 高潮 (水位 (高潮予報区間に限る) 又は潮位	—	概ね18時間後に 1. 3mに到達することが予想される場合
	強 風 (平均風速)	12m/s	陸上12m/s 海上15m/s
	風 雪 (平均風速)	12m/s雪を伴う	陸上12m/s雪を伴う 海上15m/s雪を伴う
	大 雪 (12時間の降雪の深さ)	10cm	平地 降雪の深さ5cm 山地 降雪の深さ10cm
	波 浪 (有義波高)	—	3. 0m
	記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	110mm	

※ 1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表される。

※ 2 富士川 (釜無川を含む) [南部]、安倍川 [手越・牛妻]

静岡市における気象等の予報及び警報の細分区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	地 区 名
中部	中部北	静岡市北部	静岡市葵区 (相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、枋沢、長熊、中沢、長妻田、中平、檜尾、入島、日向、平野、昼居渡、森腰、諸子沢、八草、油野、湯ノ島、横沢、横山、蕨野に限る)
	中部南	静岡市南部	静岡市葵区(静岡市北部の地区を除く)・駿河区・清水区

予報用語「雨の強さと降り方」

1時間雨量 (mm)	10以上～20未満	20以上～30未満	30以上～50未満	50以上～80未満	80以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
人の受けるイメージ	ザーザーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したように降る。	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる
人への影響	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	傘をさしていてもぬれる		傘は全く役に立たなくなる	
屋内（木造住宅を想定）	雨の音で話し声が良く聞き取れない	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川のようにになる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	
車に乗っていて		ワイパーを速くしても見づらい	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	車の運転は危険	

- (注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときはレベル2大雨注意報やレベル2土砂災害注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときはレベル3大雨警報やレベル3氾濫警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが大きいときはレベル4大雨危険警報、レベル4氾濫危険警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。
なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
- (注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、河川の氾濫の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

名称	対象範囲	フェーズ（レベル）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報 又は 噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）

注1） ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2） ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されており、今後想定を検討する。

注3） 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（協議会作成）で示された範囲を指す。

注4） 噴火警報（噴火警戒レベル4（高齢者等避難）、噴火警戒レベル5（避難））は、特別警報に位置付けられる。

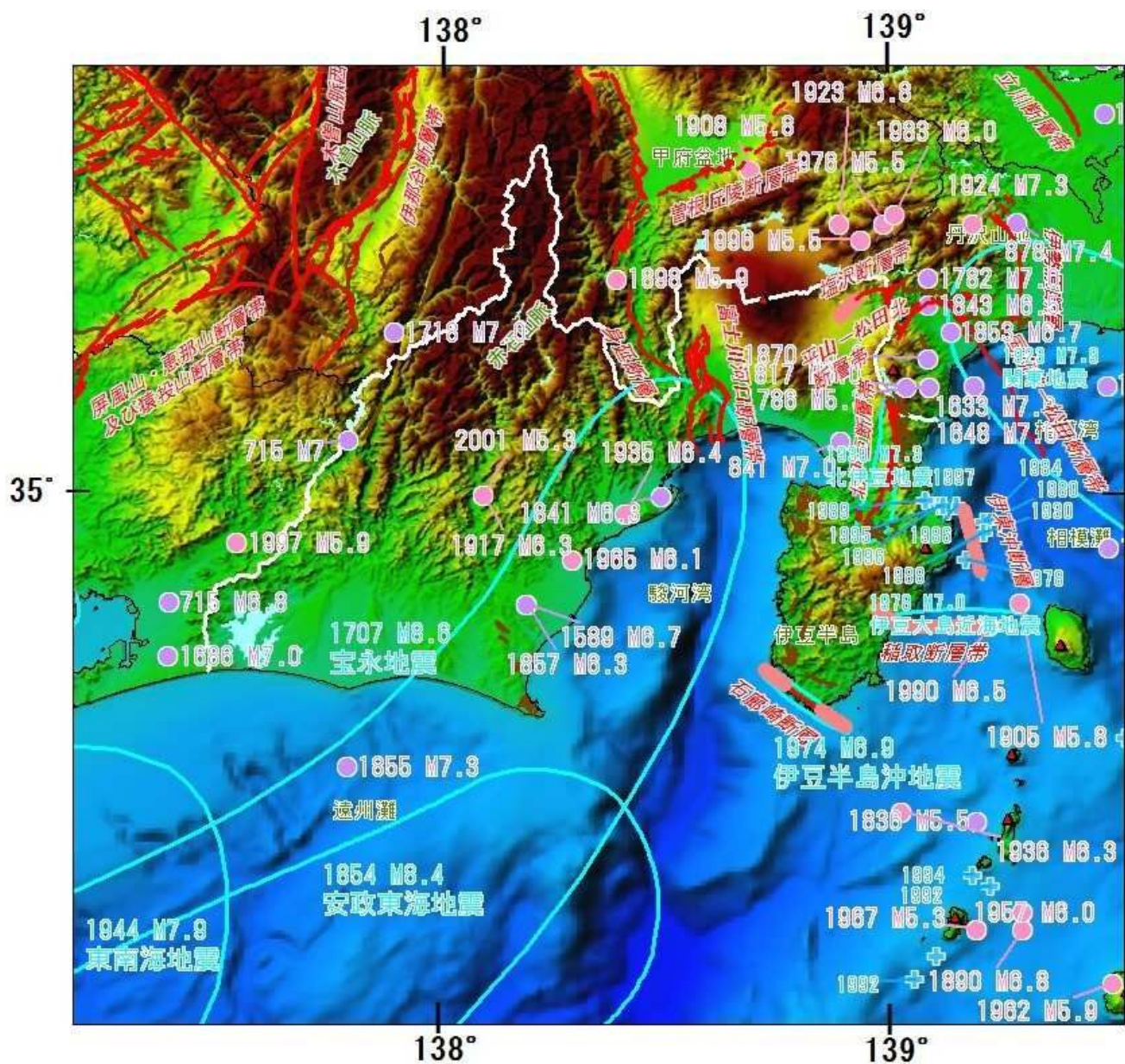
過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害

発生年月日	地名、原因となった事象	記事	種別
昭和41年 (1966年) 9月25日	梅ヶ島	・台風26号による安倍川上流域への集中豪雨、最大1時間雨量は静岡で66.1mmを観測 ・土石流により死者26人、家屋の倒壊11軒、道路や農作物や山林へ大きな被害	土砂災害
昭和46年 (1971年) 7月5日	静岡市 石部地内	・国道150号静岡市石部地内の道路（海側が海面より10数mの高さにあり、山側は法面こう配45度の山腹が高さ約200m、延長1kmにわたって連続）において、第5洞門の上高さ50mないし100m、幅約45mが地すべりにより滑落、岩塊を含む土石約3,000m³が国道を埋め、一部は洞門を越えて海中に到達、通行中の乗用車1台が埋没、死者1人	土砂災害
昭和49年 (1974年) 7月7日	台風第8号と 梅雨前線 (七夕豪雨) 庵原郡 由比町	・全県下で被害が発生（災害救助法適用） ・総雨量は7月7日12時から8日8時にかけて静岡で観測史上最大の508mm（最大24時間雨量も同様）を記録 ・静岡中央署管内で死者16人、負傷者16人、行方不明2人、静岡南署管内で死者4人、負傷者2人 ・静岡中央署管内で全壊31戸、半壊43戸、流失3戸、床上浸水7,316戸、床下浸水13,024戸、静岡南署管内で全壊2戸、床上浸水2,513戸、床下浸水1,384戸 ・静岡中央署管内で田畑冠水3,140ha、決壊道路79箇所、決壊橋7箇所、決壊堤防14箇所、山崩95箇所 ・由比地区（濁り沢他12箇所）で地すべりや山腹崩壊が発生し、東海道本線・国道1号・人家等が被災、崩壊14.3ha、人家全壊7棟、人家半壊32棟、国道1号通行止め23日、東海道線不通123時間	風水害 土砂災害
平成15年 (2003年) 7月4日	梅雨前線	・梅雨前線の活動が活発となり、静岡市で大雨 ・総雨量は7月3日20時から7月4日5時にかけて静岡で344.5mm（最大24時間雨量も同様）、1時間降水量は同地点で113.0mmを記録（当時観測史上最大） ・清水区内の巴川沿いを中心に低地での浸水が相次ぐ	風水害 土砂災害
平成16年 (2004年) 6月30日	局地的な 前線	・静岡市の平野部で未明から昼過ぎにかけて大雨 ・総雨量は6月30日2時から同日14時にかけて静岡で368mm（最大24時間雨量も同様）を記録（日雨量は当時観測史上最大） ・平野部で短時間に多量の雨が降り、低地での浸水が相次ぎ、通勤時間と重なったことから市内の交通網が混乱	風水害
平成23年 (2011年) 9月	台風第12号 台風第15号	・台風第12号：動きが非常に遅く、山間地を中心に6日間にわたって雨が降り続く ・総雨量は8月31日9時から9月5日24時にかけて井川で1027mm、最大24時間雨量は同地点で519.5mmを記録 ・台風第15号：9月21日に浜松市付近に上陸し本市を縦断 ・総雨量は9月19日19時から21日24時にかけて梅ヶ島で554mmを記録 ・井川で日最大風速12.4m/sを観測、日最大瞬間風速は29.2m/s（当時観測史上最大）、年間降水量は井川で5241mm、月降水量は1634mmを記録（ともに当時観測史上最大） ・清水区で死者1人	風水害

発生年月日	地名、原因と なった事象	記事	種別
平成26年 (2014年) 10月6日	台風第18号 清水区	・総雨量は10月5日3時から6日10時にかけて静岡で363.5mm、最大1時間降水量は鍵穴で87mm、最大24時間雨量は静岡で337mm、鍵穴で402mm、清水で398.5mmを記録（鍵穴・清水では当時観測史上最大） ・住家被害は、全壊2棟、半壊7棟、床上浸水542棟、床下浸水875棟、一部損壊13棟 ・市内各地で短時間強雨に起因する内水氾濫が発生 ・東海道本線由比～興津間にある洞^{ほら}トンネル東京方坑口付近の斜面が崩落し、東海道本線と国道1号が不通、国道1号は翌7日に通行止め解除、東海道本線は16日に運転再開	風水害 土砂災害
令和元年 (2019年) 10月12日	台風第19号	・12日昼頃から夜のはじめ頃にかけて、非常に激しい雨を観測 ・総雨量は10月11日19時から12日20時にかけて静岡で414mm、最大24時間雨量は同地点で411mmを記録 ・清水区で災害関連死1人 ・全壊1棟、床上浸水43棟 ・崩土により葵区玉川（奥仙俣）で6世帯、同区梅ヶ島（関ノ沢）で2世帯が孤立、市内各地で短時間強雨に起因する内水氾濫が発生、沿岸では台風接近と満潮が重なり、清水港では過去最高潮位170cmを観測、駿河区下島地区や清水区巴川河口付近等で内水氾濫	風水害
令和4年 (2022年) 9月23日	台風第15号	・台風の接近に伴い、継続的に同じ地域で猛烈な雨が降るなど、当初の気象庁の予想を上回る記録的な大雨（災害救助法適用） ・総雨量は9月22日5時から24日17時にかけて静岡で419.5mm、最大24時間雨量は同地点で416.5mmを記録 ・災害関連死3人、重傷者13人 ・住家被害は、全壊4棟、半壊2,199棟、一部破損51棟、床上浸水1,026棟、床下浸水1,619棟、の計4,899棟（令和5年4月25日時点） ・興津川承元寺取水口の閉塞及び宮島水管橋の落橋が原因で、24日から10月6日までの間、最大約63,000世帯が断水	風水害
令和6年 (2024年) 8月27日 ～9月1日	台風第10号	・静岡地方気象台での8月26日から9月1日にかけての総降水量は、平年の8月の月降水量の4倍以上となり、月最大72時間降水量(8月30日05時40分まで)は、統計開始以来の1位を更新（災害救助法適用） ・住家被害は、床上浸水27棟、床下浸水39棟の計66棟（令和6年12月25日時点）	風水害

出典：雨量（総雨量等）は静岡地方気象台

過去に静岡県に被害を与えた大地震分布図



-  被害地震
(波源域・震源域)
-  被害地震(～1884年)
-  被害地震(1885～2003年)
-  被害地震(2004～2007年)
-  群発地震
-  長期評価を行った活断層
-  位置不詳部分
-  活断層(確実度Ⅰ,Ⅱ)
-  火山

「令和2年4月 地震調査研究推進本部ホームページより」

過去に静岡市に被害を与えた地震

年 月 日		震 央				規模 M	主な被害地域	静岡市の被害概要	備 考
西暦	日本暦	経度E	緯度N	地域名	地域 区分				
715. 7. 4	霊亀 1. 5. 25	137.9°	35.1°	天竜川中流部	E	6.4	天竜川中・下流域		山崩れ、民家破損、天竜川閉塞し、後に決潰す
864. 8. 26	貞観 6. 7. 17				F		甲斐・駿河		富士山噴火
887. 8. 26	仁和 3. 7. 30	135.3°	33.0°	南海道東海道沖	A2	8.6	京都及び五畿七道		津波あり死傷者多し
1033. 1. ー	長元 5. 12. 16						駿河		富士山の噴火が原因
1096. 12. 17	永長 1. 11. 24	137.3°	34.2°	東海道沖	A1	8.4	畿内・東海南海諸国	駿河津波による社寺民家の流出 400 余	
1331. 8. 19	元弘 1. 7. 7			富士山付近	F		駿河		富士山百文余崩る
1406. ー	応永13. ー						駿河	駒越万象寺火災にかかり悉く灰焼に帰す (不二見村誌)	
1498. 9. 20	明応 7. 8. 25	138.2°	34.1°	東海道沖	A1	8.6	東海道全般	駿河一円大地震瀬海諸村は海嘯の炎を蒙れり。 余動力を重ねたり。大里村沿岸に津波による被害	浜名湖今切決潰 志太郡で流死 2,600 人 (志太郡誌)
1510. 10. 10	永正 7. 8. 25						遠江・駿河	村松一帯大津波家屋田畑悉く流出 (不二見村誌)	津波あり
1589. 3. 21	天正17. 2. 5	138.2°	34.8°	大井川河口付近	F	6.7	遠江・駿河	駿河の民家多く破倒す	
1605. 1. 31 (1605A)	慶長 9. 12. 16	140.4°	34.3°	房総沖	B	7.9	房総半島		二元地震
1605. 1. 31 (1605B)	〃	134.9°	33.0°	南海道沖	A2		東海南海 西海諸道		浜名湖口橋本で 100 戸のうち 80 戸流失、死者多し
1614. 11. 26	慶長19. 10. 25	138.0°	37.5°	越後沖	F	7.7		越後高田 駿河でも大地震	震域広く北は会津、南は松山に及ぶ
1633. 3. 1	寛永10. 1. 21	139.2°	35.6°	関東南部	B	7.1	相模・伊豆・駿河		小田原の被害大、吉原でも地割れ、熱海に津波
1662. 6. 12	寛永 2. 5. 1	136.0°	35.3°	琵琶湖西岸	C	7.6	畿内東海東山諸道	駿河でも被害あり	京都の被害大
1703. 12. 31	元禄16. 11. 23	139.8°	34.7°	相模湾房総沖	B	8.2	江戸及 東海道諸国	下清水光明寺諸堂皆潰れる（不二見付誌） 夜八ツ頃より翌年正月 24 日まで家の前へ浪 入る。人々御宮へ逃る（三保村誌）	江戸・小田原の被害甚大
1707. 10. 28	宝永 4. 10. 4	135.9°	33.2°	東海道南海道沖	A2	8.4	東海道畿内南海道及東山 両道の一部〈宝永地震〉	駿府・清水・興津などで大被害、沿岸一帯 に津波被害、山間部に山崩れ	被災地域全滅の被害死 4,900 潰家 29,000
1707. 12. 16	宝永 4. 11. 23				F		駿河・遠江		富士山噴火し宝永山生ず降灰の害著し
1782. 8. 23	天明 2. 7. 15	139.7°	35.1°	相模湾	B	7.3	相模・武蔵	蛇塚海岸一円大津波来る（不二見村誌）、 波浪高く沿岸の諸村その害を蒙る（大里村 誌）	
1841. 4. 22	天保12. 3. 2	138.5°	35.0°	安倍川河日付近	E	6.4	駿河	駿府城石垣崩れ、久能東照宮諸堂破損、付 近で地割れ水を噴出す。三保松原で砂地 2,000 坪ほど沈下	
1853. 3. 11	嘉永 6. 2. 2	139.1°	35.8°	小田原付近	B～ F	6.5	相模・伊豆・駿河	当地方も相当ゆれた	小田原の被害大
1854. 12. 23 (1854A)	安政 1. 11. 4 (嘉永7)	137.8°	34.1°	東海道沖	A1	8.4	東海東山 南海諸道 〈安政地震〉	全域で震害が発生。静岡で延焼・地盤の液 状化・山崩れ・地盤崩壊、清水や由比で海 岸隆起、蒲原では地割から砂水噴出等観測	大津波あり、被災地域全滅の被害：倒壊流失家 屋 8,300 焼失 300 死 1,000 富士川洪水をおこす

過去に静岡市に被害を与えた地震

年 月 日		震 央				規模 M	主な被害地域	静岡市の被害概要	備 考
西暦	日本暦	経度E	緯度N	地域名	地域区分				
1854. 12. 24 (1854B)	安政 1. 11. 5 (嘉永7)	135. 6°	33. 2°	南海道沖	A2	8. 4	東方伊勢海より西方九州に及び土佐阿波紀伊甚し	(当地域では前日の余震として感じられたと思われる)	前日の地震の 32 時間後に発震、大津波あり、被災地域全域の被害：住家全壊 10,000 余、住家焼失 6,000、津波による流出 15,000、その他半壊 40,000、死 3,000、震大水のための損失家屋 60,000
1855. 11. 11	安政 2. 10. 2	139. 8°	35. 8°	江戸	F	6. 9	江戸	夜四ツ時戌亥尻より平太夫島まで本尺につく (三保村誌)	江戸の被害大
1857. 7. 14	安政 4. 5. 23	138. 2°	34. 8°	大井川河口付近	E	6. 4	駿河	大地震あり (袖師・三保・不二見・服織村誌)	駿河田中城内諸所破損
1891. 10. 28	明治24.	136. 6°	35. 6°	濃尾地方	C	8. 4	美濃・尾張 ＜濃尾地震＞	家傾き壁落ち、多少の被害あり (袖師・辻・入江・不二見・飯田・高部・大里・服織各町村誌)、井水位の変化あり (飯田村誌)	被害地域全域の被害：全壊 142, 177、出火あり、断層著し
1917. 5. 18	大正 6.	138. 1°	35. 2°	天竜川中流部	E	6. 3	静岡県	静岡・清水で煉瓦堀・煉瓦煙突の被害有	
1923. 9. 23	大正12.	139. 3°	35. 2°	相模湾	B	7. 9	関東南部	被害ほとんどなし	静岡県東部に被害、被災地域全域の被害： 全壊 128, 266、半壊 126, 233 焼失 447, 128、流失 868、死 99, 331 行方不明 43, 476
1930. 11. 26	昭和 5.	139. 0°	35. 1°	伊豆北部	D	7. 0	伊豆北部 ＜北伊豆烈震＞	清水港で被害	全壊住家 2, 141、死 259 丹那断層生ず
1935. 7. 11	昭和10.	138. 4°	35. 0°	静岡市南部	E	6. 6	静岡・清水市 ＜静岡強震＞	有度山麓一帯で被害大。清水港の岸壁と倉庫が大破。	全壊 814、半壊 3, 077、死 9
1936. 10. 20	昭和11.	138. 2°	35. 0°	大井川河口付近	E	7. 3	志太郡中部	静岡の震度 3	浅発地震
1944. 12. 7	昭和19.	136. 2°	33. 7°	東南海・沖	A	8. 3	東海近畿諸県 (東南海地震)	清水(辻、江尻、入江、岡、清水、不二見、駒越、三保)で死者 19 名、重傷 16 名、軽傷 85 名。袖師、興津も含め全半壊家屋多数	静岡県西部の太田川・菊川流域の被害甚大、被災地域全域の被害：死 998、重症 2, 135、住家全壊 26, 130、半壊 46, 950、流失 3, 059、全焼 11
1946. 12. 21	昭和21.	135. 7°	33. 0°	南海道沖	A2	8. 1	西国九州近畿中国及び中部地方の一部 (南海地震)	被害なし	大津波あり、被災地域全域の被害： 死 1, 330、住家全壊 9, 070、 流失 1, 451、焼失 2, 598
1952. 11. 5	昭和27.	159. 5°	52. 8°	カムチャッカ半島沖	G	8. 3	伊豆南岸・清水に津波被害	折戸湾でカキ・養殖真珠流失・破損	カムチャッカ半島沖地震
1956. 8. 13	昭和31.	138. 8°	33. 8°	伊豆諸島	F	6. 5	伊豆諸島	静岡震度 3、3 分間停電	
1960. 5. 24	昭和35.	73. 5° W	30. 8° S	南米チリ沖	G	8. 5	伊豆南岸・清水に津波被害 (チリ地震津波)	折戸湾で木材流失、カキ、養殖真珠に被害、清水で床下浸水 150 戸	
1965. 4. 20	昭和40.	138. 18°	34. 53°	焼津市付近	E	6. 1	清水市	清水市飯田・高部地区で軽微な被害	死 2、傷 4、建物の一部破損 9
1974. 5. 9.	昭和49	138. 46	34. 37	伊豆半島沖	A 1	6. 9	下田市、南伊豆町	被害ほとんどなし	駿河区震度 4、御前崎に小津波、全壊家屋 134 棟、半壊 240 棟、死者・行方不明者 38 人
1978. 1. 14	昭和53	139. 15	34. 46	伊豆大島近海	D	7. 0	下田市、大仁町	被害ほとんどなし	全壊家屋 96 棟、半壊 616 棟、道路損壊 1141 箇所、崖崩れ 191 箇所、死者 25 人
1995. 1. 17	平成7	135. 2	34. 35	兵庫県北淡町	F	7. 3	近畿地方	被害ほとんどなし	死者 6, 434 人、負傷者 43, 792 人、 行方不明者 3 人、被害総額約 10 兆円

過去に静岡市に被害を与えた地震

年 月 日		震 央				規模 M	主な被害地域	静岡市の被害概要	備 考
西暦	日本暦	経度E	緯度N	地域名	地域区分				
2009. 8. 11	平成21	138. 29	34. 47	御前崎駿河湾沖	A 1	6. 5	中部地域	死者 1 人、重傷 9 人、軽傷 160 人、半壊 2 棟、一部損壊 2,085、ブロック塀被害 23 箇所、駿府城址石垣崩壊	1 都 4 県に被害 死者 1 人、負傷者 319 人、半壊 6 棟、一部損壊 8. 672
2011. 3. 11	平成23	142. 51	38. 06	東北地方太平洋沖	F	9. 0	関東・東北地方	静岡市域で震度 4 の揺れ、大津波警報発表、清水港最大 93 c m の津波。東名高速通行止	死者 19,729 人、負傷者 6,233 人、行方不明者 2,559 人、全壊 121,996、半壊 282,946、一部損壊 748,461、など
2011. 3. 15	平成23	138. 42	35. 18	静岡県東部	F	6. 4	静岡県、山梨県	重症 2 人、軽傷 1 人	重症 2 人、軽傷 48 人、一部損壊 521

注 震央の地域区分 A1：東海道沖 A2：南海道沖 B：相模湾一房総沖 C：美濃地方 D：伊豆半島 E：大井川河口付近を中心とした静岡県中部地域
F ：その他 G ：遠地地震

注 本表は「静岡県地震対策基礎調査報告書」によるものである。なお、西暦 1974. 5. 9 以後のデータは、追加記載したもの。

安政東海地震の被害の概要

安政元年（1854 年）11 月 4 日、昼すぎに発生したマグニチュード 8.4 のこの地震は、静岡県内に大きな被害をもたらしました。被害のひどかったのは、沼津から天竜川河口付近までの平野部で倒壊率 10% 以上、一部には 50% 以上に達する地域も多かったようです。県外では、山梨県の甲府から、長野県にかけて被害が多く、特に、甲府盆地の被害が大きかったようです。

また、芝川町の白鳥山が崩れ、富士川を 1 日せきとめてたん水し、さらにその水が一時に流れ出し下流に洪水を起こしたり、富士川町の岩渕では崖くずれによって数十人が死亡するなど、山崩れ崖崩れによる被害も多かったようです。津波は、房総から土佐の沿岸を襲い特に下田、伊豆西岸、遠州灘、伊勢志摩、熊野灘沿岸で被害が多かったとの記録が残っています。

想定される東海地震の県下各地の震度は、ほぼ安政東海地震程度、津波は駿河湾内では、ほぼ安政津波の浸水域程度、遠州灘沿岸では安政津波より小さめ（約 6 割強程度）と考えられます。したがって、安政東海地震の被害を知れば、予想される東海地震の様相がある程度推定できるわけです。ある地域で、安政東海地震で被害を受けた場所と同じような地盤の所は、同じような被害を受けるおそれ考えられるわけです。ただ当時に比べ現在では構造物の強度は大幅に増大していますので、その分被害は少なくなると考えられます。

この地域の安政東海地震の被害をまとめてみますと次頁の通りです。ただし、注意しなければならないことは資料の信頼性です。いろいろの資料を比較しながら、地域の災害の様相を推定しなければなりません。また、当時と現在では、土地利用の状況や集落の位置なども異なっています。

これらの記録によりますと静岡、清水地区の被害は、次の様に考えられます。

安倍川周辺の礫、砂礫地盤地帯の安政当時の木造建物の被害は、「駿府」の被害記録から考え、全壊率 9%、半壊率 8% 程度であったと推定されます。しかし、砂礫地盤であるにもかかわらず静岡地区の中原のように大きな被害を受けた場所もあります。この原因は液状化現象によるものと考えられます。したがって、安倍川周辺の砂礫地盤では、一般的に被害は少ないと考えられますが、場所によっては液状化によって、大きな被害を受けるおそれもあると考えられるわけです。

泥質、砂泥質、泥砂礫質の被害は、清水地区の大内、能島、長崎新田等の記録や、静岡地区の川合、谷田、片山等の記録や、小島領 20 ケ村の記録から考え、ほぼ全壊率は 20% 程度、半壊率は 30% 程度と考えられます。しかし、場所によっては静岡地区の川合のように全壊率 88%、半壊率 6% と、被害が著しく大きい所もあったようです。

海岸部の砂礫地盤の被害は、他の地区と同様、比較的小さかったようです。山間部では、山くずれ、地滑り、落石等の被害の記録は多くあり、かなりの被害があったものと推定されます。津波は、海岸部での打ち上げ高は、標高 5 ～ 6 m 程度、内陸部の川上では、標高 4 ～ 5 m 程度、清水地区の湾内の奥部では 2.5 ～ 5 m 程度であったと推定できます。

被害状況一覧

地 区	地 名	被 害 内 容	出典名
清 水	興津	新屋敷より中宿まで皆潰、本宿は格別の被害なし	寺尾村小池氏文書
	薩埵峠	通常波の打よする所地震後、波は裾より 1 町ほど先へ打ちよするのみとなる。	嘉永甲寅地震雑記
	清見寺	仏殿、塀、大破、総門、折れる。山内高塚残らず大破所々破損（起雲寺、宝泰寺、清水ロロの寺院残らず大破）	清見寺記録
	江尻	4 軒皆つぶれ、出火、丸焼	地震道中記
	清水	800 軒のうち 20 軒残る他は潰れの上丸焼	〃

資料編 8 - 6

地 区	地 名	被 害 内 容	出典名
清 水	三保真崎	陥没代官領新田 2 8 町 7 反 6 セの内 7 町 2 反 2 1 ブ 塩入 2 1 町 4 反 2 セ 1 5 ブ津波口	わが郷土清水
	清水	清水 8 ケ町：家数 7 6 0 軒、皆潰上焼失土蔵 1 7 0 ケ所者潰上焼 失物置数不知者潰上焼失寺院 7 ケ所者潰、内 2 焼失 人口 3, 6 0 0 余り 死 5 0 傷 2 5 0 巴川、江尻雅子橋より 流末まで土砂うまり、一口の水路のみを通す	清水町沿革史
	江尻	町数 1 3 人口 3, 6 0 2 死 2 1 家数 8 3 0 内潰 1 2 0 焼失 4 6 4 大破 8 5 小破 8 5 消に潰 5	駿府大地震之記
	清水	町数 8 人口 2, 5 1 3 死 5 6 家数 7 3 8 内潰 3 3 焼失 7 0 5 (潰の上焼失)	〃
	〃	津波向島を越え、大船は破損多、漁船小舟は押流さる。	清水町救済願書
	三保	三保明神：本殿、拝殿、神主家は無事天王宮、つぶれ、石鳥居、 粉みじん三保村内家 2 ～ 3 軒つぶれ、他は傾く瓦屋根の家皆潰 る。妙福寺本堂、地藏堂つぶる。吻合端、4, 5 0 0 間陥没、深 さ 6 5 尋、7 人死、吹合より津波「えそあくら」から真崎まで入 り込む。地震後汚水井戸共 5 ～ 6 尺減る。	村内用事覚
	江尻	両町より鍛冶町まで焼ける	〃
	巴川	雅子橋下～清水湊まで底雲上り、浚渫願は、雅子橋下～入江町受 新田、深 5 尺、長 4 5 0、巾 2 0 間	巴川底の浚渫願書
	谷津村	蓮性寺：口殿破損、宝塔墓所、石垣破損 三島、妙正、両社破損 石灯籠、宝塔、常夜灯 ころぶ 郷倉破損一戸で家、土蔵など大 破 屋根崩落 村内残らず小破	大地震二付書上げ そのほか、諸事控
	横山、小島、但沼、 承元号、立花、小河 内、清見寺下、横砂、 尾羽、鳥坂、浅畑	軽微	〃
	八木間、小島	陣屋 宝蔵 大破	〃
	薩埵	潰 4 ～ 5 軒 大破	〃
	清地、高瀬	人家とくに被害なし 潰家なし 山崩れ、中河内で死	〃
	中河内	4 ～ 5 人	
	江尻	死 2 6 傷多数	〃
	清水	入口より下の美濃輪町まで残らず焼失 死約 1 3 0 人傷多し	大地震二付書上げ そのほか諸事控え
	三保	乾尻、江湖、平大夫、貝嶋、宇豆、久呂一帯の海岸、隆起して天 王宮、石鳥居、妙福寺本堂、地藏口民家 3 軒潰れ 死 7 人 津波 深さ 3 ～ 4 尺真崎 長 2 4 0 間 巾 1 0 0 間陥没 八頭 長 8 町 巾 3 ～ 4 町 浜口とも陥没 畑地過半潮水入新田代官料地、 悉皆潮入り	三保村誌
	小嶋	石垣崩、土蔵半潰、家中長屋大破、領分村々潰多し、山村村々山 崩、浜村村々津波	大地震御届書
	横砂～清見寺門前	さしたる事なし	安田賤勝筆記覚
	興津	宿の東はずれ 多分潰れ	
	大内村	潰 7 軒 大破 1 7 破損 5 1 家数 7 5	
	能島村	4 7 1 7 2 8	
	長崎村	1 6 4 6 5 3	
	長崎新田	4 2 2 6 3 2	
	谷田村	6 2 2 2 8	
	中之郷村	3 5 1 9 2 7	
	草蕪村	2 9 1 6 4 5	
	一里山村	6 5 1 1	
	沖津	破れ少し、痛多しと、清見寺なし	地震道中記

資料編 8 - 6

地 区	地 名	被 害 内 容	出典名
静 岡	浅川	軽微	大地震二付書上げそのほか、諸事控
	瀬名川、川合、上足洗、池田、浜通り	大破	〃
	駿府	市内各所に皆潰多し 土蔵は土瓦をふるひ落とし、柱のみ立つ。城の石垣殆どくずれ残る所わづか、御門の屋根は崩る。道 5 ～ 6 寸もさけ（大平付近）青泥噴出、堀の水は溢れて大道沼の如し。浅間社 付近の人家悉く潰る。しかし本社、神楽殿、絵馬堂、石鳥居無難石の口灯皆微塵になる。	安田賤勝筆記
	宮崎町、魚町	四隅の家倒れ、四方へ道なく屋根の上を通る。	〃
	伝馬町	即死 5 ～ 6 人の由	〃
	安泰寺門前	悉く倒れ焼失残り家少し	〃
	紺屋町	紺屋町本陣向所々大損 御用達場者潰 手代居小屋半潰 紺屋町勘定場皆潰	地震海嘯正説録
	城内	城内橋 8 ケ所の内崩落 無難は一つ 城内役宅住居向は悉崩多く、長屋向に残るものあり。石垣所々で崩る。御櫓向、渡御櫓は不残崩 御門は倒少々なれど其他大破 御本丸御殿向、御米蔵 4 棟残る。	甲寅秘抄
	駿府	江川町より出火 呉服町 6 丁目、江川町、新谷町、紺屋町、上下伝馬町、門前町、鋳物師町、台所町、院内町、猿屋町、上下横田町の計 1 3 ケ所焼失	静岡市史編纂資料
	駿府	市の北（山手より）震害は軽少。城、本丸、二ノ丸、三ノ丸門と櫓は悉く潰る。御多門、土蔵つぶれ、石垣のつぶれ甚し町数 9 6 家数 4, 4 1 7 人口 2 0, 5 4 1 人の所焼失町数 1 3 焼失家数 5 7 8 (o r 6 1 3) 死 5 1 (o r 2 0 0 余)	静岡市史
	城	城の本丸、二ノ丸、三ノ丸の諸門、櫓すべて崩れ 御名門 土蔵も崩る	静岡市史余録
	駿府	宝令院の本堂、御霊、御宝蔵、諸門すべて半清一の門焼失浅間社本社拝殿、舞殿、木門、廻廊、傾いた所もなし	〃
	柳新田・田中	人家大半倒れ死傷あり 大里海岸 津波全潰 4 0 8 軒 半潰 3 6 5 軒 破損 3, 0 6 6 軒	〃
	駿府	惣家数 4, 415 人口 25, 041 焼失家数 613 死 51 町数 94 〃 44 〃 236	駿府太地震之記
	安倍川町	〃 69 〃 525 死 2	〃
	西奈村	山の中腹に地われ（巾 6 尺長 3 0 間）惣体家居は潰	西奈村誌
	大谷村	人家倒壊せざるなし。高浪大谷川の近くまで	大谷村誌
	久能	死 4 人、山崩、津波	久能村誌
	長田	山に所々亀裂 広野、用宗、石部に津波	長田村誌
	千代田	地裂、噴濁水、上足洗、下足洗、川原で家ロロ潰る 銭座、沓谷、南沼上、北沼上、被害少	千代田村誌
	麻機	地裂、噴泥土、家潰 村ごとに 3 ～ 4 軒	麻機村誌
	賤機	堤防崩れ、洪水、家屋倒壊死傷なし 諸岡山の一部崩壊の由	賤機村誌
	大河内	大河内、山崩 3 0 ケ所	大河内村誌
	美和	足久保口組原田辺噴水	美和村誌
	服織	火災で殆ど全滅	服織村誌
	中藁科	噴泥土	中藁科村誌
	清沢	姉沢山一帯山崩れ	清沢村誌
	大川	亀裂	大川村誌
	大里	下嶋に津波、家潰れ傾くものあり 噴水あり	大里村誌
	豊田	倒家、半倒家、亀裂ありという	豊田村誌
	安東	大岩方面は被害が小柳新田、田中 人家の大半が倒壊	安東村誌

資料編 8-6

地 区	地 名	被 害 内 容	出典名
静 岡	北賤機村	諸岡山 ６３間の横堤 亦欠壊	安倍郡名勝地誌
	本通３丁目	本通３丁目商店７軒つぶれ土蔵も１潰る。本通１～４丁目も同様	松富屋の記録抄記
	川合村	家数７７軒内４軒当無 棟数１８３軒 内１６０軒皆潰２５	大地震二付潰家
		軒半潰（居家５、物置３、小家１３、土蔵３）	改帳
		人口４０１人、死１、寺２、郷倉、御宮、全半壊	
	平野村	死１、傷２、家８分通り痛み、山くずれ無數 畑半分くずる	大地志ん大荒取調帳
	坂本村	一色の家６軒 あね山沢、山崩れ１軒潰 坂本村	当１１月４日地震
	羽島	諸子沢村、２０軒住戸成難	御届ケ書控他
		大破 居宅４軒 潰灰家２ 大破灰家４ 大破物置４	羽高区有文書
	小坂村	その他無事 人口１１９ 内死傷ナシ	
		潰家、田畑 泥、欠崩、亡所、青木村、寺田村、下川	御用留
	中原村	原新田 軽き方 潰家なし 小坂村、大和田新田	
	石谷	本家 潰１５ 半潰４ 大破２１ 小破６ 玉泉寺大破	加藤七左衛門一代記
	片山村	〃 〇 〃 ３ 〃 １ 〃 ３ 居宅６分以上上演４軒 居宅１ヶ所潰、破損２８軒 寺八	〃 増田清分家文書
	谷田村	分通破損１ 少々破損１ 郷倉大破 人口１８１ 傷なし 家数２８軒 内大破６ 破損２２ 郷倉、破損２ 寺大破門潰 畑、別条なし 田、破損１	戸塚沖田郎家文書
	大里東	ヶ所堤崩あり	
	久能	家演れ傾く、地裂け、砂水を噴出す 総御召棚の内崩壊分 計３．５間 他に棚１０間余御損石灯籠不 残打損 但献備え公共 倒桜門前石灯籠も同断 五重塔左の方の柱１．５尺開く 潰、愛宕山御堂、護摩堂、弥宜 番所、御供所、御口屋、弥宜食所、同断部屋 御口所、御薪部屋、坊中八ヶ院、同心番所、長屋不残 土蔵大破 その他地損所々にあり 御宮、御宝塔は益々御安全	郷土史 書付留
	久能	百姓家２５７軒潰 ８８軒半潰 土蔵５ヶ所潰 ４ヶ所半潰郷 倉５ヶ所潰 寺堂社１３ヶ所潰 ８ヶ所半潰 久能、大破、表門、 住居向惣体、表門左右土堀、土蔵２、長屋内惣体その他 久能寺、海長寿、寺、門、本堂、庫裡などで大破 死１０ 山崩１０７ヶ所 又津波で百姓家潰１ 半潰１ 土橋大破２ 流失１	安政甲寅震災諸 家属書
	久能	漁船流失２ 破船１６ 潰、愛宕社、御供所食所、御春屋、弥宜番所、護摩堂 坊中八院、下番所、長屋、御薪部屋、御廩 大破脚本地堂、御宝蔵、御塔、御土蔵、上番所 損 御楼門、其外小社御膳所、神楽所、御櫓	久能山叢書
	坂本村一色	別条無 稲荷、御宮、御宝塔、石棚地山所々崩れ	
	河合村	山崩れ一軒埋る 他５軒小破 家数合７７軒 内４軒当無 棟数合１８３軒 内１６０軒皆潰	静岡市史近世史料２
	平野村	２３軒半潰 人口４０１人 内死１ 寺社 全半壊３	
	丸子	死１ 傷２ 家は８分通り痛み 山くずれ数しれず	〃
	〃	宿内一円破損 丸子より島田宿までは家々潰れ、候事は少し也 死失	乍恐以書付奉願士７ 丸子路を歩く
	〃	人も格別なし 破損少く、宇津野谷峠まで人家痛み少し	地震道中記
岡部町	岡部	３分の１潰	〃

目 次

静岡市津波避難計画

令和8年3月
静岡市

第1章	計画の目的	1
第2章	津波浸水想定	1
1	レベル2（L2）津波	1
2	レベル1（L1）津波	1
第3章	要避難地区の設定	2
1	レベル2津波要避難地区	2
2	レベル1津波要避難地区	3
第4章	避難困難地域の抽出	5
1	避難困難地域	5
2	特定避難困難地域	6
第5章	避難場所	7
1	津波緊急避難場所	7
2	津波避難ビル	7
第6章	初動体制	7
1	職員の配置体制	7
2	参集行動	8
3	職員への初動時の情報伝達	8
第7章	避難誘導等に從事する者の安全確保	10
1	退避ルール	10
2	情報伝達手段	10
第8章	津波情報の収集、伝達	10
1	情報収集、伝達の流れ	11
2	海面監視による情報収集	11
3	津波警報等	12
第9章	避難指示	13
1	指示の基準	13
2	指示の内容	14
3	指示の伝達方法	14
第10章	津波からの避難方法	15
第11章	津波対策の教育・啓発	15
1	防災教育	15
2	市HPによる啓発	15
3	静岡市津波ハザードマップの作成	15
第12章	津波避難訓練	15
第13章	その他の留意点	16
巻 末	津波浸水想定区域図等	17

第1章 計画の目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定を上回る規模の津波が発生し、甚大な被害をもたらした。

こうした中、静岡県が平成25年6月27日に発表した「静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）」では、本市の津波被害想定は、津波の高さが最大7m(レベル1)～12m(レベル2)、津波到達時間は沿岸部の広い範囲で最短1～2分、津波による犠牲者は最大12,600人とされている。

このようなことから、本計画は、南海トラフ巨大地震等の津波から、地域住民や観光客等の滞在者（以下、「住民等」という。）の生命、身体の安全を確保するために、住民等が円滑な避難行動をとれるようにすることを目的とし、策定するものである。

なお、この計画は、被害想定や土地条件、施設整備等の状況変化に応じて、適宜修正を行う。

第2章 津波浸水想定

津波浸水想定は、地震の発生規模に応じた2種類の津波を想定する。

津波浸水想定区域図は、図1-1～図1-4に示す。陸域での津波到達時間図は図2-1～図2-8に示す。

2 レベル2（L2）津波

レベル2津波は、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波である。

ここで扱うレベル2津波の浸水想定区域は、津波災害警戒区域¹とする。

1 レベル1（L1）津波

レベル1津波は、発生頻度が比較的高く（南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす津波である。

ここで扱うレベル1津波の浸水想定区域は、静岡県が平成27年6月に公表した静岡県第4次地震被害想定津波浸水（駿河トラフ・南海トラフ沿いのレベル1地震（5地震総合モデル））²の津波浸水想定区域とする。

第3章 要避難地区の設定

津波による浸水の発生が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を津波に対する要避難地区とする。

なお、要避難地区は、地震の発生規模に応じ、レベル2津波要避難地区・レベル1津波要避難地区の2種類を設定する。

要避難地区は、図3-1～図3-2に示す。

1 レベル2津波要避難地区

津波災害警戒区域(レベル2津波浸水想定区域)を基本とし、微細な非浸水域を包含した上で、道路等の主要な地物や地形的な区分を境界とする区域とする。なお、下記の表に要避難地区と、周辺で注意すべき地区を町丁目単位で示す。

表1-1 レベル2津波要避難地区の全部又は一部が含まれる町丁目

区	地区	町丁目（要避難地区の全部又は一部が含まれる）
駿河区	長田南	港、広野、広野三丁目、広野四丁目、広野五丁目、広野六丁目、広野海岸通、用宗一丁目、用宗二丁目、用宗三丁目、用宗四丁目、用宗五丁目、用宗城山町、用宗小石町、小坂、小坂一丁目、小坂二丁目、小坂三丁目、石部
駿河区	川原	下川原南、桃園町
駿河区	中島	中島、西脇、西島
駿河区	大里東	下島、高松
駿河区	宮竹	高松二丁目
駿河区	大谷	西大谷、大谷一丁目、大谷二丁目、大谷三丁目
駿河区	久能	西平松、中平松、青沢、古宿、安居、根古屋
清水区	駒越	増、蛇塚、駒越北町、駒越東町、駒越南町、駒越中一丁目、駒越中二丁目、駒越西一丁目、駒越西二丁目
清水区	折戸	折戸、折戸一丁目、折戸二丁目、折戸三丁目、折戸四丁目、折戸五丁目
清水区	三保	三保、三保松原町
清水区	不二見	清水村松地先新田、新緑町、宮加三、村松、村松一丁目、村松原二丁目、村松原三丁目、清開二丁目、清開三丁目
清水区	清水	清水町、本町、松井町、港町一丁目、港町二丁目、美濃輪町、八千代町、北矢部町二丁目、幸町、三光町、富士見町、入船町、築地町、日の出町、村松原一丁目、清開一丁目
清水区	岡	上二丁目、梅田町、岡町、南岡町
清水区	浜田	相生町、旭町、島崎町、巴町、千歳町、上一丁目、万世町一丁目、万世町二丁目、浜田町、松原町、上清水町、新港町
清水区	入江	入江一丁目、入江二丁目、新富町、東大曲町、元城町、渋川一丁目

¹ 最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、津波による人的災害を防止するため、津波から「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制を特に整備すべき区域として都道府県知事が指定する区域である。（静岡市内の区域は、静岡県が令和5年3月に指定）

本区域は、津波浸水想定（最大クラスの津波が発生した場合に想定される最大の浸水区域と浸水深を県知事が設定するもの、静岡県が平成25年11月に公表）を基本とし、基準水位（津波浸水想定 of 浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせり上がり高さを加えた水位）を明らかにしたもの。

² 平成27年6月18日に静岡県が公開した「駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル地震の津波の想定」における5地震総合モデルの津波に関する計算結果を示したもの。

1707年宝永地震、1854年安政東海地震、1854年安政南海地震、1944年昭和東南海地震、1946年昭和南海地震の5例の地震について、それらを総合し、過去の津波痕跡を下回らないように想定した、レベル1地震の最大クラスと見なせる仮想地震である。（2015年6月：静岡県）

駿河区	川原	下川原南
駿河区	中島	西島、中島
駿河区	大里東	高松
駿河区	大谷	大谷一丁目、大谷二丁目、大谷三丁目
駿河区	久能	西平松、中平松、青沢、古宿、安居、根古屋
清水区	駒越	増、蛇塚、駒越中一丁目、駒越西一丁目、駒越西二丁目
清水区	折戸	折戸三丁目、折戸五丁目
清水区	入江	入江一丁目
清水区	江尻	江尻町
清水区	袖師	横砂東町
清水区	興津	興津東町
清水区	由比	由比、由比北田、由比町屋原、由比今宿、由比寺尾、由比西倉澤、由比東倉澤
清水区	蒲原	蒲原神沢、蒲原堰沢、蒲原中、蒲原小金、蒲原新田一丁目、蒲原、蒲原四丁目

清水区	江尻	真砂町、江尻台町、二の丸町、江尻町、小芝町、宝町、江尻東一丁目、江尻東二丁目、江尻東三丁目、銀座
清水区	辻	辻一丁目、辻二丁目、辻三丁目、辻四丁目、辻五丁目、宮下町、矢倉町、愛染町、田町、宮代町、本郷町
清水区	袖師	袖師町、西久保、横砂、横砂東町、横砂南町、横砂西町、横砂本町、横砂中町
清水区	興津	興津東町、興津清見寺町、興津中町、興津本町
清水区	由比	由比、由比北田、由比町屋原、由比今宿、由比寺尾、由比西倉澤、由比東倉澤
清水区	蒲原	蒲原神沢、蒲原

表 1-2 レベル 2 津波時に注意すべき町丁目

区	地区	町丁目（海岸・河川に隣接する）
清水区	蒲原	蒲原堰沢、蒲原中、蒲原小金、蒲原新田一丁目、蒲原四丁目

2 レベル 1 津波要避難地区

レベル 1 津波浸水想定区域を基本とし、微細な非浸水想定区域を包含した上で、道路等の主要な地物や地形的な区分を境界とする区域とする。なお、下記の表に要避難地区と、周辺で注意すべき地区を町丁目単位で示す。

表 2-1 レベル 1 津波要避難地区に全部又は一部が含まれる町丁目

区	地区	町丁目（要避難地区の全部又は一部が含まれる）
駿河区	長田南	港、広野海岸通、用宗二丁目
駿河区	大里東	下島
清水区	駒越	駒越北町、駒越東町、駒越南町
清水区	折戸	折戸、折戸一丁目、折戸二丁目、折戸四丁目
清水区	三保	三保
清水区	不二見	清水村松地先新田、宮加三、清開二丁目、清開三丁目
清水区	清水	清水町、本町、松井町、港町一丁目、港町二丁目、美濃輪町、八千代町、幸町、富士見町、入船町、築地町、日の出町、清開一丁目
清水区	岡	上二丁目
清水区	浜田	相生町、旭町、島崎町、巴町、千歳町、上一丁目、万世町一丁目、万世町二丁目、松原町、新港町
清水区	江尻	真砂町、銀座
清水区	袖師	袖師町、横砂、横砂南町
清水区	興津	興津清見寺町、興津中町、興津本町

表 2-2 レベル 1 津波時に注意すべき町丁目

区	地区	町丁目（海岸・河川に隣接する）
駿河区	長田南	広野、広野五丁目、用宗一丁目、用宗三丁目、用宗四丁目、用宗五丁目、石部

第4章 避難困難地域の抽出

1 避難困難地域

津波からの避難は、浸水想定区域外へ避難することが原則である。しかし、津波の到達時間が早く、津波が到達するまでに浸水域外への避難が難しい地域がある。

避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域

【津波避難対策推進マニュアル検討会報告書】

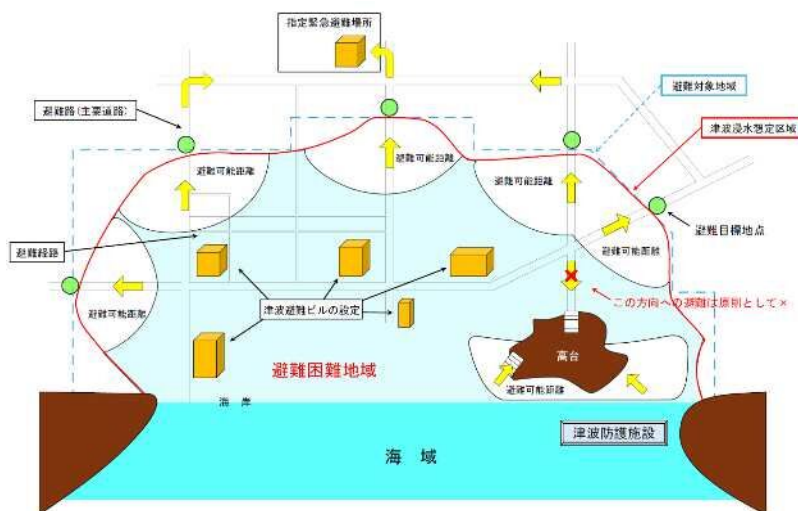


図 4-1 津波避難計画の概念図

市町村における津波避難計画策定指針（令和 8 年 1 月 16 日改正）（消防庁）より抜粋

2 特定避難困難地域

避難困難地域の住民等は、地震が発生したら津波避難施設（津波避難ビルや高台など）に避難する。しかし、近くに津波避難施設がない、もしくは近隣の津波避難施設の受入人数が不足している、避難経路の安全性が確保されていない地域が存在する場合は、このような津波からの避難が困難な地域を解消するために、津波避難ビルとなるような高い建物がない地域では、津波避難タワーを建設した。

本市においては、すでに津波避難施設等の整備により、ハード面での特定避難困難地域は解消されたが、引き続き、津波からの迅速な避難体制の確保のため、津波避難ビルの指定などを進めていく。

特定避難困難地域

想定津波による浸水が到達するまでに、津波浸水想定区域外、または津波浸水想定区域内の津波避難ビルに避難することが困難な地域

【津波防災まちづくりの計画策定に係る指針】

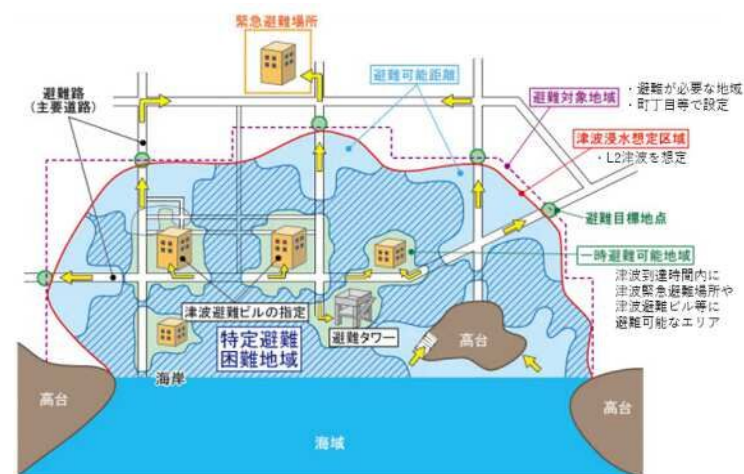


図4-2 特定避難困難地域のイメージ図

津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）（平成25年4月）（国土交通省）に一部加筆

第5章 避難場所

津波が発生した場合に、その危険から逃れるための避難者の一時的な滞在に必要な避難先を、次のとおり指定する。

1 津波緊急避難場所

津波が発生した場合に、その危険から逃れるために避難者を一時的に滞在させる場所。本市では津波浸水想定区域の区域外に所在する高台や公園、区域内に所在する津波避難タワー、命山、高架などの施設を指定している。

津波緊急避難場所の一覧は、地域防災計画資料編（津波緊急避難場所）のとおり

2 津波避難ビル

避難困難地域の住民等や逃げ遅れた避難者が、一時的に避難する建物として、市が指定する。指定に係る基準は、次のとおりである。

- (1) 施設 高：3階建て以上
 - (2) 収容人数：1人/㎡
 - (3) 構造：鉄筋コンクリート構造及び鉄骨鉄筋コンクリート構造、又は津波に対する安全性が確認されている鉄骨造であって、昭和56年の新耐震設計基準又は耐震診断の結果、これと同等であるもの
 - (4) 避難 階：基準水位より上階とする
 - (5) その他：外階段等による24時間の開放又は被災時の開放を考慮する
- 津波避難ビルの一覧は、地域防災計画資料編（津波避難ビル）のとおり。

第6章 初動体制

大津波警報・津波警報発表時は、防災情報メールによって、ただちに全職員に情報を伝達する。これを受け、市は直ちに災害対策本部を設置し、本部、区本部及び沿岸部21地区支部の担当職員が参集するとともに、警戒体制を確立する。

職員は、参集後、情報の収集や伝達、避難の指示や避難所の開設、陸間や水門の閉鎖、主要沿岸道路である国道の通行止め等の確認など、定められた災害対応業務に当たる。

また、津波警報等が発表された時から津波の到達予想時刻の前後にかけて、同報無線等により警報等発表や避難指示等を周知していく。

津波注意報発表時は、海岸堤防等より海側の地域や、堤防がない沿岸部の地盤高2m未満の区域にいる方に対し、施設管理者等の指示に従うよう注意を呼びかける。

1 職員の配置体制

静岡市地域防災計画に基づく、災害時職員配置基準は地域防災計画資料編（災害時職員配備基準）のとおりである。

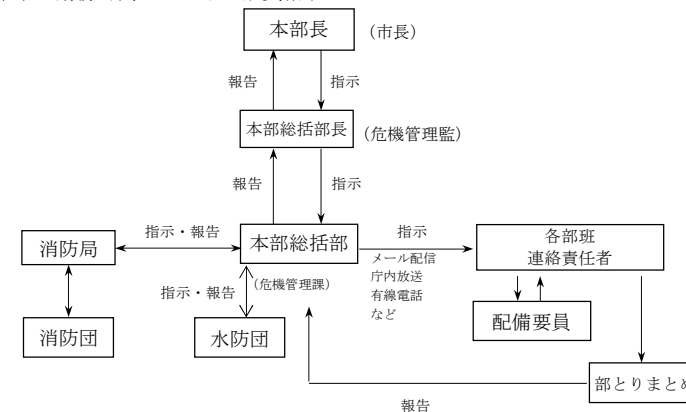
2 参集行動

職員は、震度に応じて、災害時職員配備基準に基づき、定められた場所に参集又は参集できる態勢をとる。特に、市内において震度5強以上の揺れが観測された場合、全ての災害時配備職員は、連絡の有無にかかわらず、直ちに参集するものとする。なお、参集先が要避難地区に含まれる場合は、別に定めた参集場所に参集するものとする。

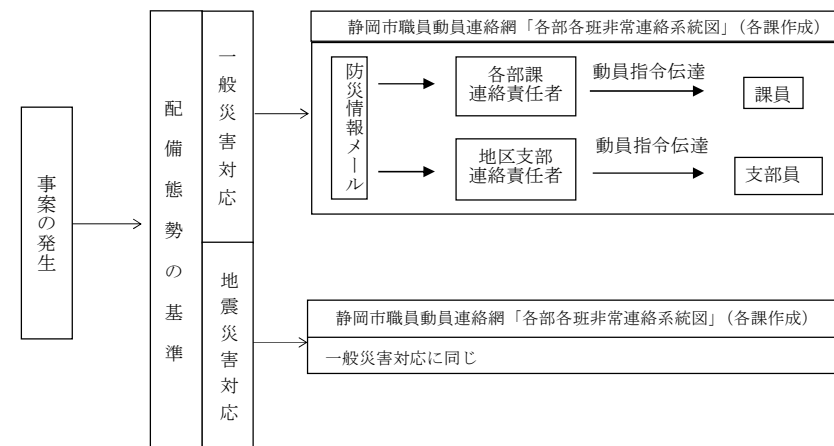
地区支部の参集基準・参集場所については、地域防災計画 資料編（災害時職員配備基準（地区支部））による。

3 職員への初動時の情報伝達

(1) 平常の勤務時間内における動員指令



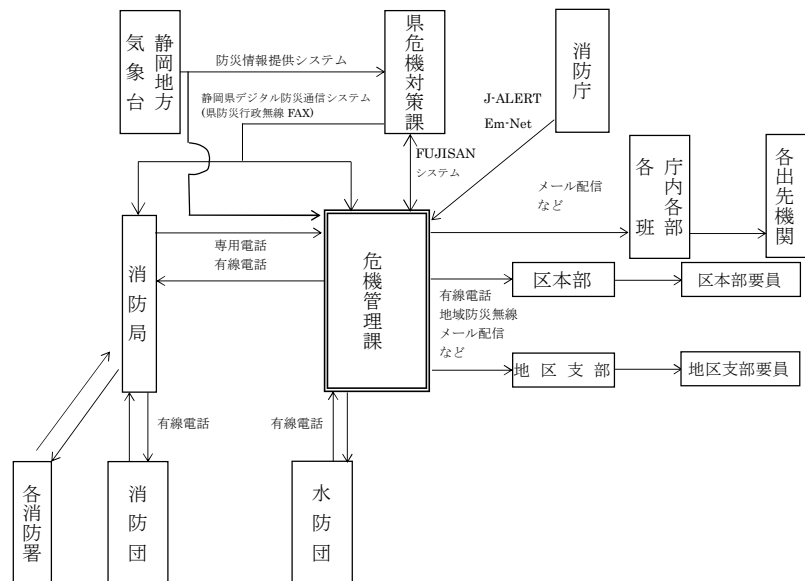
(2) 休日又は勤務時間外における指示・情報の伝達系統



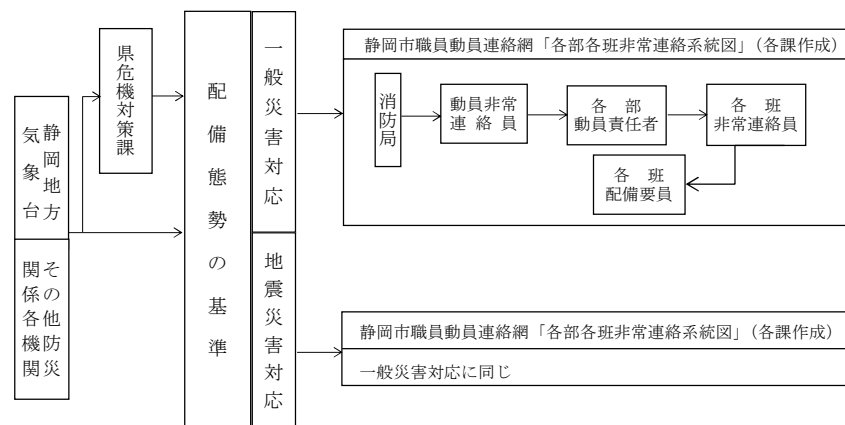
※ 動員指令の伝達方法については、不測の災害に備えて数種の経路を設定する。

※ 有線電話・携帯電話等が途絶し、職員に対する動員指令が困難となったときは、職員自ら、ラジオ等から情報を入手し、災害時職員配備基準に基づき参集するものとする。

(3) 災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図



(4) 災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統



第7章 避難誘導等に従事する者の安全確保

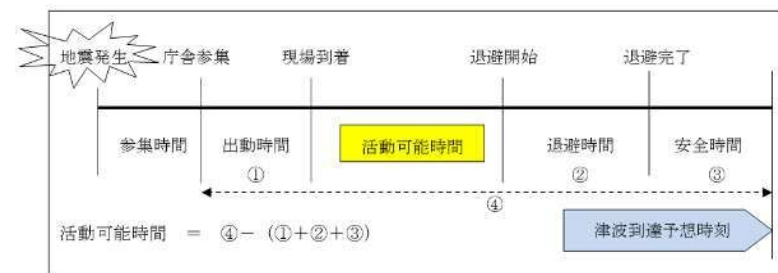
1 退避ルール

- (1) 津波浸水想定区域内にある水防団等は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先すること。
- (2) 活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ避難するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避すること。
- (3) 水防団等の責任者は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出すこと。

2 情報伝達手段

退避命令を水防団等に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや半鐘なども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておくこと。

■活動可能時間の判断例



第8章 津波情報の収集、伝達

地震による揺れを感じた場合、職員は自ら情報収集する。震度に関する情報（震度4以上）を防災情報メール等で覚知するとともに、指示を確認する。

各部課の連絡責任者は、予め各部課で定めた非常連絡系統図等を活用し、システム登録者以外の職員への指示の伝達を行う。

なお、遠地津波は、津波警報等の発表前にテレビ、ラジオ、インターネット等で情報が入手できることが多いので、津波警報等の発表の可能性など、情報収集に努めるものとする。

市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるとき、または危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難を指示する。

ただし、遠地震に伴う津波については、必要に応じて避難を指示する。

1 指示の基準

区 分	内 容
大津波警報が発表された場合	・市長は、直ちにレベル2津波要避難地区にある住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達する。
津波警報が発表された場合	・市長は、直ちにレベル1津波要避難地区にある住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達する。
津波注意報が発表された場合	・市長は、安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、住民等に対して、避難情報を伝達するなどの必要な措置をとる。 ・住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ・沿岸部や河口部など堤外にいる海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）や堤防がない沿岸部の地盤高2m未満の区域にいる方に対し、避難を呼びかける。

津波警報等は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間（1分程度以上）ゆっくりとした揺れを感じた場合	・市は、気象庁から大津波警報、津波警報、津波注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。 ・市は、揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビ等により、当該地震又は津波に関する情報を収集するものとする。 ・市は、海面の監視、情報収集により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達するなどの必要な措置をとる。
遠地津波が発生した場合	・気象庁から発表される津波到達予想時間、予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。 ・津波警報等が発表された場合には、上記に準じた措置をとる。 ・住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

なお、避難指示発表後、新たな地震・津波に関する情報や、津波防護施設の健全性等を確認し、必要に応じて避難指示の区域を見直す。

- ・気象庁が発表する津波警報等の区分が変更になった場合は、その区分にあわせて避難区域を変更する。
- ・地震の発生形態（規模、場所、伝達経路等）を認識した上で、実測値や予測値の発表結果を参考に、かつ津波防護施設の健全性（揺れや津波などにより機能を損なわれていないか等）が確認された場合、浸水リスクの再評価を行い、避難指示の区域を縮小、または解除する判断（避難区域の最適化判断）を行う。

2 指示の内容

避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- （1）避難の指示が出された地域名
- （2）避難行動における注意事項

3 指示の伝達方法

要避難地区の住民等に対して、同報無線、静岡市防災メール、静岡市緊急情報防災ラジオ、緊急速報メール等により避難を呼びかけるほか、県、警察、海上保安庁、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

第10章 津波からの避難方法

避難は、津波浸水想定区域の外への避難を最優先とする。津波浸水想定区域外への避難が困難な場合には津波避難ビル、津波避難タワー等へ避難する。

本市においては、地震発生から津波到達までの時間が極めて短いことから、特定の避難路は設定しない。住民等は、日ごろから訓練等への参加やハザードマップにより自ら避難経路を設定しておき、災害時はそれに従い行動する。

なお、津波から避難する際は、徒歩避難を原則とする。

第11章 津波対策の教育・啓発

1 防災教育

沿岸地区の市立小学校19校と市立中学校11校において、児童生徒に津波避難の教育を行うことにより、各家庭における防災意識の啓発や避難行動の向上を推進する。

2 市HPによる啓発

静岡市地理情報システム『しずマップ』に「津波ハザードマップ」を掲載し、迅速な避難により自らの命を守るため、予想される津波の浸水区域、深さ、到達までの時間や避難場所及び避難方向を記載し、啓発する。

3 津波ハザードマップの作成

市では、津波災害警戒区域の指定を受けたことに伴い、津波防災地域づくり法に基づく「津波ハザードマップ」を作成している。

自主防災連絡会、市政出前講座においては、マップの活用例を示しながら、さらなる活用を周知していく。

第12章 津波避難訓練

市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や自主防災組織の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、性の多様性の観点から、被災時の性別等の違いによるニーズ等に十分配慮するよう努めるものとする。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

津波避難訓練

- (1) 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」として、津波避難訓練を実施する。
- (2) この訓練は、「大津波警報」が発表されたことを想定するものとし、市が作成

した指針を参考に、各自主防災組織等で実施する。

第13章 その他の留意点

津波警報等発表時の避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者避難支援マニュアルに基づき、自主防災組織の共助により、予め名簿登録した避難行動要支援者への支援を行い、自主防災連絡会、市政出前講座、各種啓発冊子等で、啓発していく。

高齢者など、避難行動要支援者に対する避難については、各地域の自主防災組織で、共助による助け合いで対応する。

自主防災連絡会、市政出前講座、自主防災会による防災訓練等を通じて、住民相互の連携強化について啓発していく。

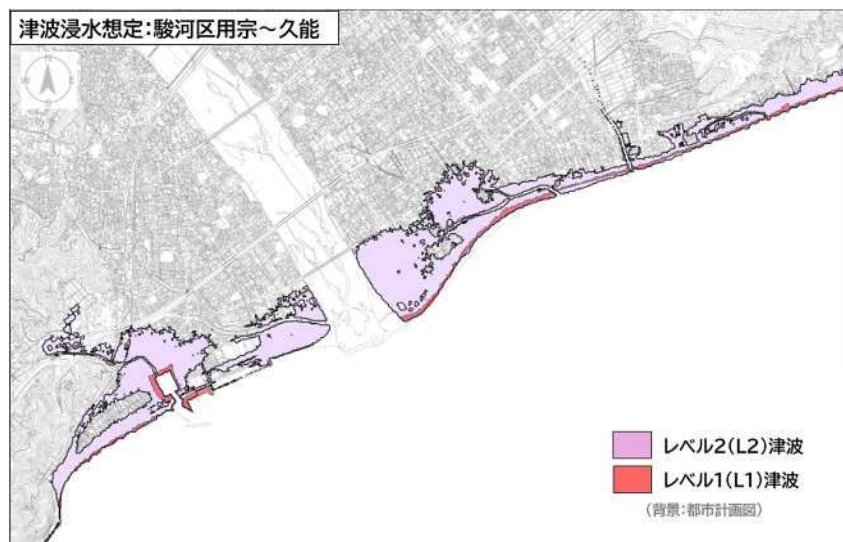


図1-1 津波浸水想定区域(レベル1、レベル2) 駿河区

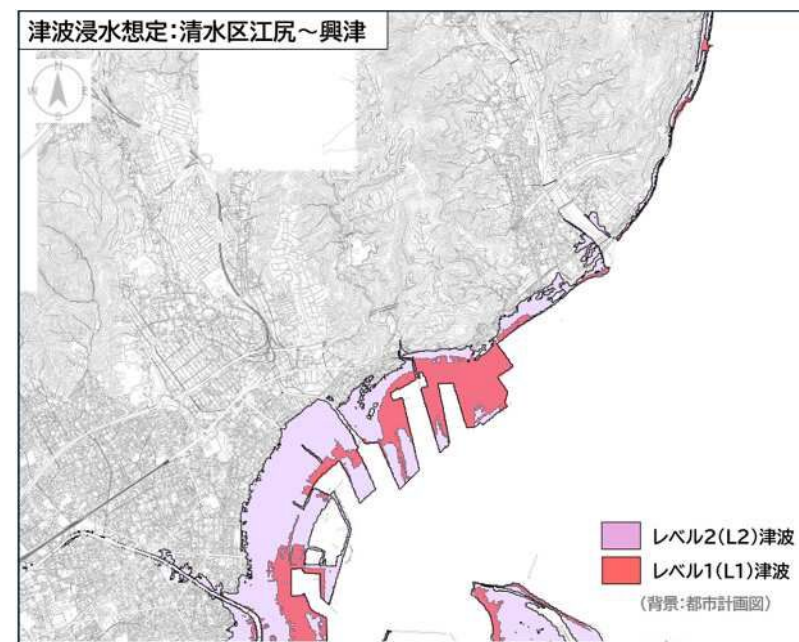


図1-3 津波浸水想定区域(レベル1、レベル2) 清水港北部

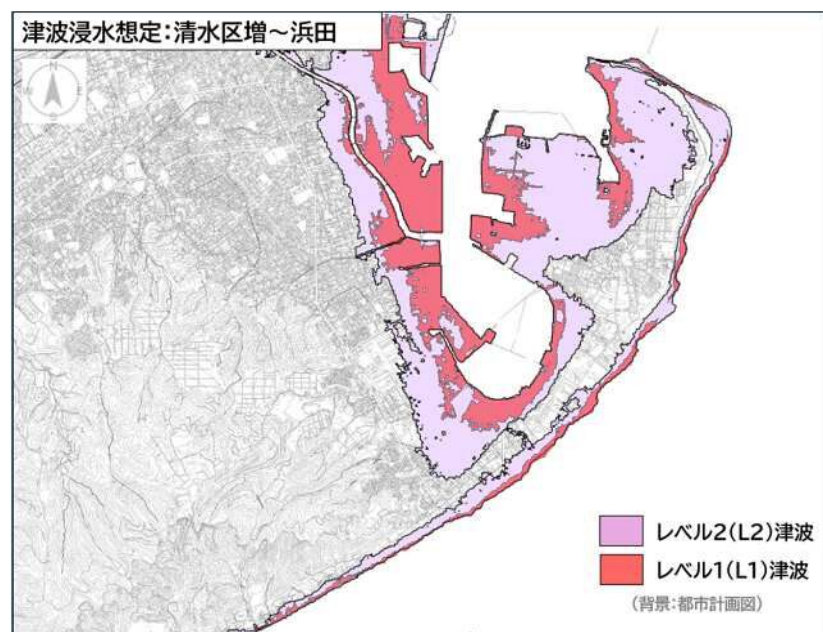


図1-2 津波浸水想定区域(レベル1、レベル2) 清水港南部

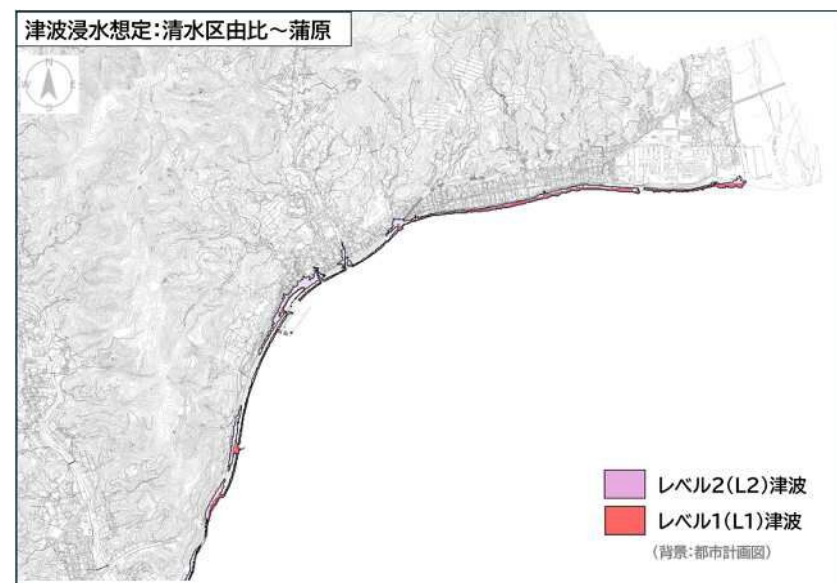


図1-4 津波浸水想定区域(レベル1、レベル2) 由比・蒲原

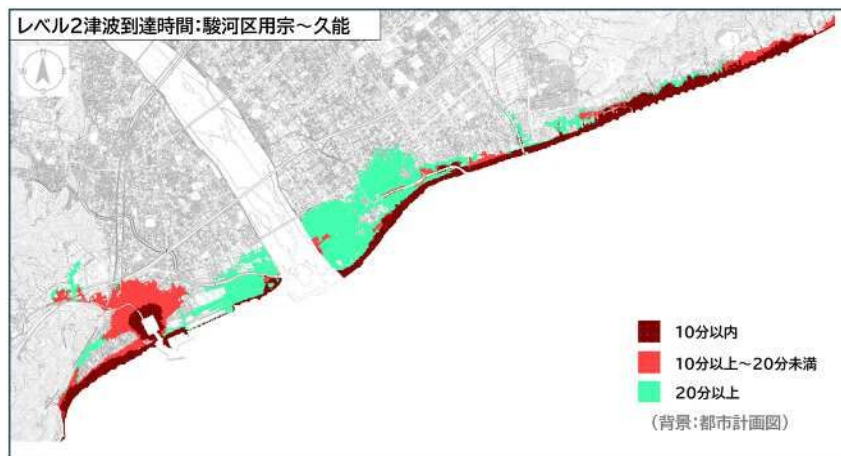


図 2-1 陸域での津波到達時間図（レベル2 津波） 駿河区

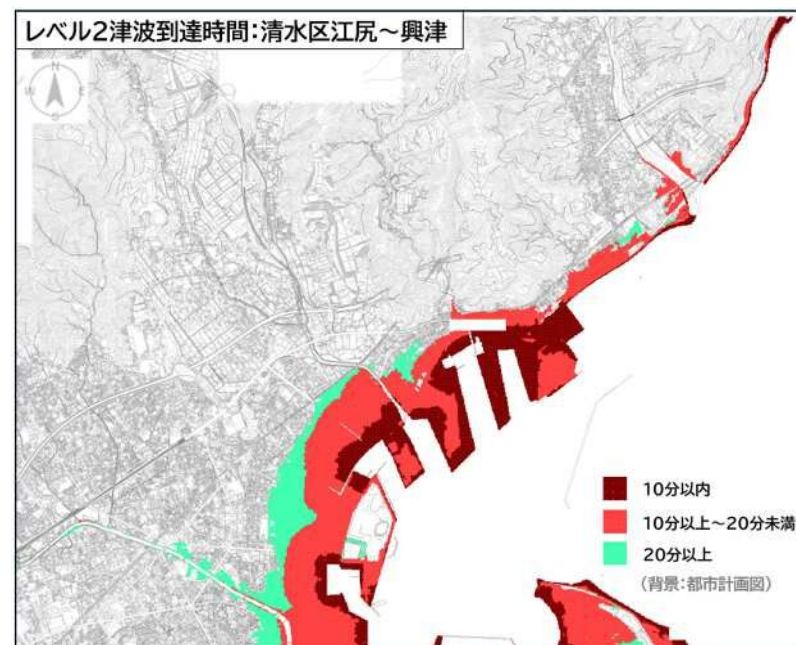


図 2-3 陸域での津波到達時間図（レベル2 津波） 清水港北部

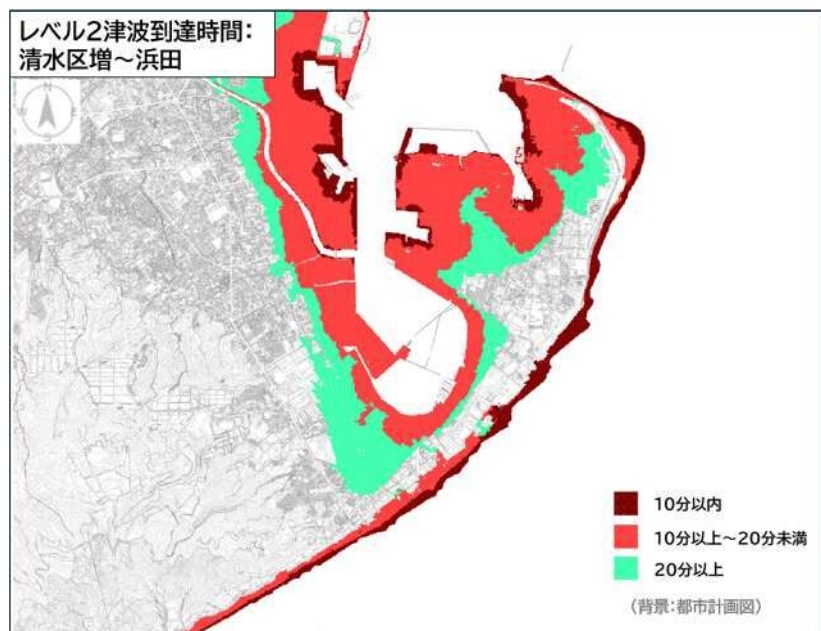


図 2-2 陸域での津波到達時間図（レベル2 津波） 清水港南部



図 2-4 陸域での津波到達時間図（レベル2 津波） 由比・蒲原

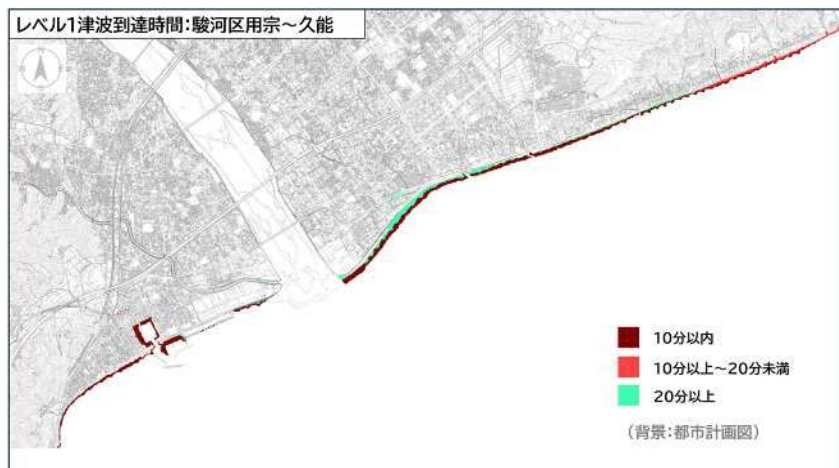


図2-5 陸域での津波到達時間図（レベル1津波） 駿河区

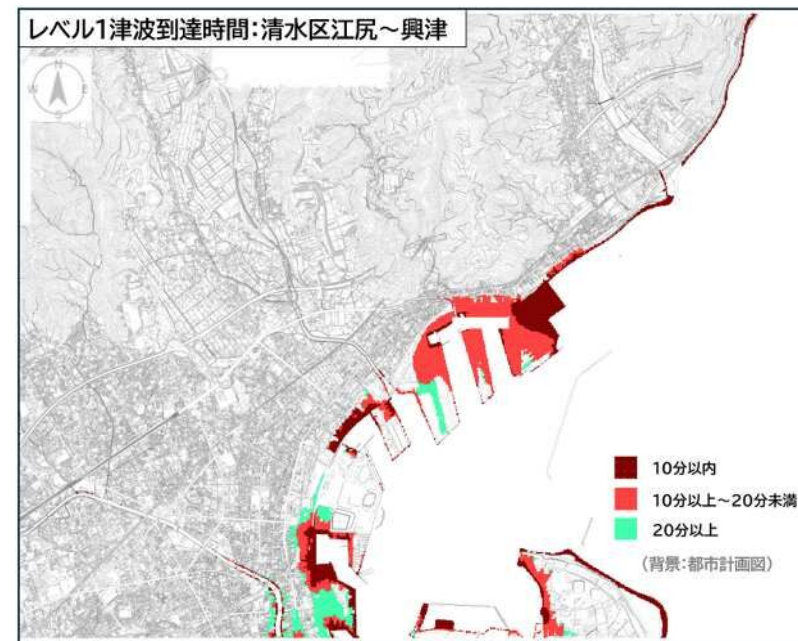


図2-7 陸域での津波到達時間図（レベル1津波） 清水港北部

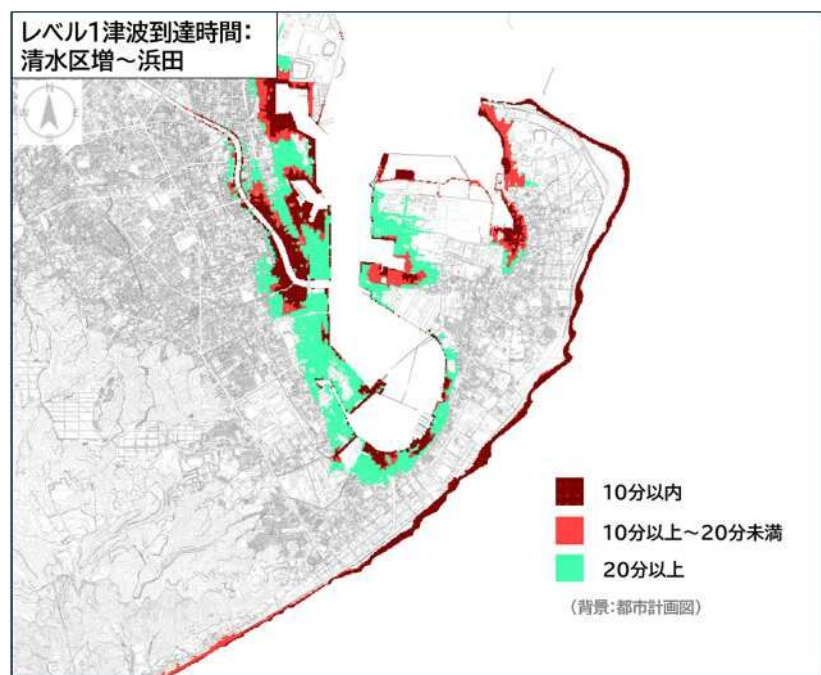


図2-6 陸域での津波到達時間図（レベル1津波） 清水港南部

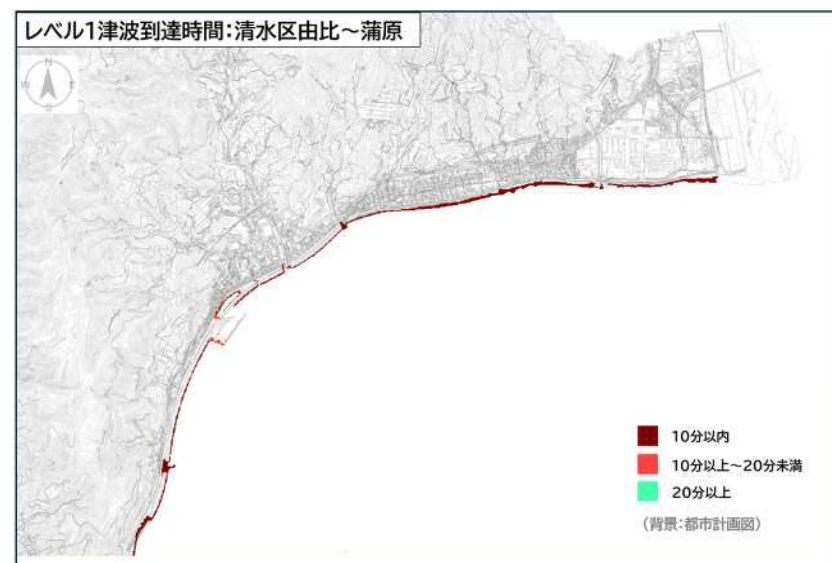


図2-8 陸域での津波到達時間図（レベル1津波） 由比・蒲原

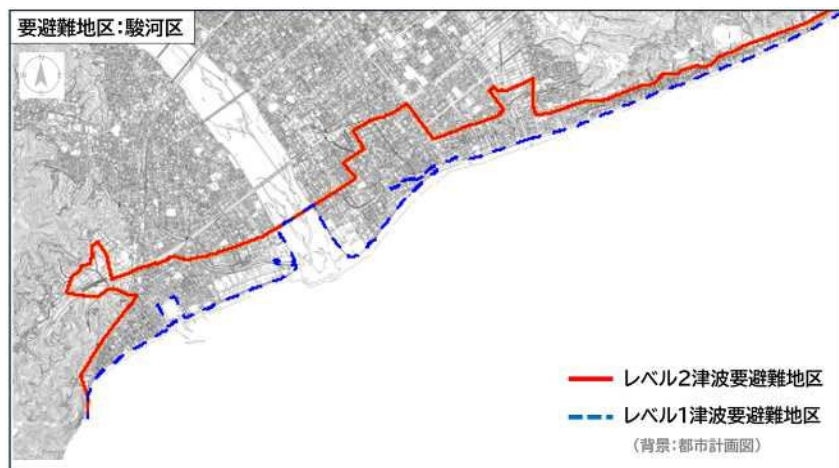


図3-1 要避難地区（レベル2津波・レベル1津波）

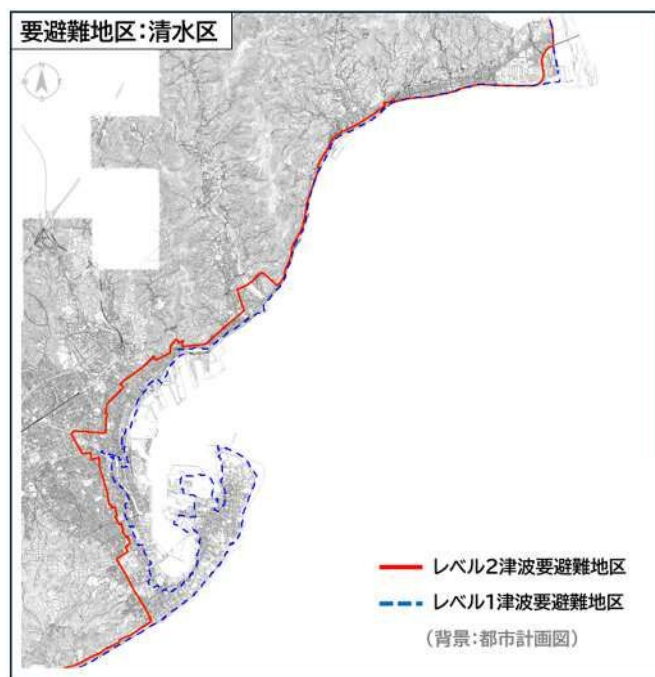


図3-2 要避難地区（レベル2津波・レベル1津波）